

○日本赤十字社有功章社員章等贈与規則

(昭和54年3月7日本達甲第2号)

改正 昭和63年10月本達甲第2号 平成6年3月本達甲第3号
平成10年3月本達甲第3号 平成12年3月本達甲第1号

日本赤十字社有功章社員章等贈与規則(昭和43年本達甲第2号)の全部を次のとおり改正する。

日本赤十字社有功章社員章等贈与規則

第1条 次の各号の一に該当する社員に対しては、定款第17条第1項の規定に基づき特別社員の称号を贈るとともに、個人である社員に対しては特別社員章を贈る。

- (1) 毎年2,000円以上の社費を納め、その合計額が20,000円以上の金額に達した社員
- (2) 社費として20,000円以上の金額を一時又は数次に納めた社員
- (3) 日本赤十字社の業務について、社長が前各号に準ずる功労があると認めた社員又は特に本表彰に価する功労があると認めた社員

第2条 定款第18条第1項の規定に基づき有功章を贈られるもののうち、次の各号の一に該当するものに対しては、銀色有功章を贈る。

- (1) 社費として一時に200,000円以上500,000円未満の金額を納めた個人又は法人及び一時に200,000円以上500,000円未満の金品(物品の場合は時価による。以下同じ。)を寄付した個人・法人又は団体
- (2) 社費の累計額が、又は社費と寄付金品との累計額が200,000円以上500,000円未満の金額に達した個人又は法人及び寄付金品の累計額が200,000円以上500,000円未満の金額に達した個人・法人又は団体
- (3) 日本赤十字社の業務について、別表第1から別表第11までに定める各種功労の当該基準に該当する功労のあった個人・法人又は団体
- (4) 日本赤十字社の業務について、社長が前号に準ずる功労があると認めたもの又は特に本表彰に価する功労があると認めたもの

第3条 定款第18条第1項の規定に基づき有功章を贈られるもののうち、次の各号の一に該当するものに対しては、金色有功章を贈る。

- (1) 社費として一時に500,000円以上の金額を納めた個人又は法人及び一時に500,000円以上の金品を寄付した個人・法人又は団体
- (2) 社費の累計額が、又は社費と寄付金品との累計額が500,000円以上の金額に達した個人又は法人及び寄付金品の累計額が500,000円以上の金額に達した個人・法人又は団体
- (3) 日本赤十字社の業務について、別表第1から別表第11までに定める各種功労の当該基準に該当する功労のあった個人・法人又は団体
- (4) 日本赤十字社の業務について、社長が前号に準ずる功労があると認めたもの又は特に本表彰に価する功労があると認めたもの

2 前項第1号又は第2号に該当するもののうち、個人に対しては、金色有功章に添えて章記を贈る。

第4条 定款第17条第2項の規定により、名誉社員の称号を贈られた社員に対しては、名誉社員章を贈り、金色有功章を贈る。

第5条 日本赤十字社の業務について、別表第1から別表第4まで及び別表第6から別表第11までに定める各種功労の当該基準に該当する功労のあったものに対しては、感謝状を贈る。

- 2 社費又は寄付金品の納入額が別表第12に定める基準に達したものに対して、社費の場合は表彰状を贈り、寄付金品の場合は感謝状を贈る。
- 3 前2項のほか社長が特に表彰に価する功労があると認めたものに対しては、その都度感謝状又は表彰状を贈ることができる。

第6条 金色有功章を贈られた個人・法人又は団体であって、さらに別表第13に定める基準に該当する功労のあったものに対しては、当該功労基準に到達の都度感謝状を贈る。

第7条 有功章等を紛失又は亡失したときは、社長に届け出て再交付を受けることができる。この場合再交付を受けようとする者は実費を負担するものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、紛失又は亡失の原因が盗難・火災等の避けることのできない災厄によるものであって、その事実の明らかなものについては実費を負担しないことができる。

第8条 社員章、特別社員章、名誉社員章、有功章及び章記並びに表彰状、感謝状の形状及び記載文については、*社長が別に定める。

附 則(昭和63年10月本達甲第2号)抄

2 この規則施行日現在既に業務功労により銀色有功章を贈られている副地区本部長及び副地区長に対する金色有功章贈与基準年数は、第7条別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月本達甲第1号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

【註】* 日本赤十字社有功章社員章等贈与規則第8条に規定する有功章等の形状及び記載文に関する規則(平12・3・16本達丙第4号)

別表第1

幹旋功労実績(最近3カ年分含算)		表彰方法
加入を幹旋した社員数	幹旋した社資額(物品を含む)	
100人以上	又は600,000円以上	感謝状を贈る。
200人以上	又は1,200,000円以上	感謝状を贈る。
500人以上	又は3,000,000円以上	銀色有功章を贈る。
1,000人以上	又は6,000,000円以上	金色有功章を贈る。

備考 1 本表により表彰する者の中には、日本赤十字社の役員又は職員である者は含まない。
2 「寄付物品」については、時価による評価額とする。

別表第2

役職	在職年数	表彰方法
社長 副社長 監事	3	銀色有功章を贈る。
本社顧問 支部長	6	金色有功章を贈る。
理事 代議員	4	銀色有功章を贈る。
副支部長	8	金色有功章を贈る。
本社参与 監査委員	6	銀色有功章を贈る。

地区本部長 地区長 分区長		12	金色有功章を贈る。
評議員 支部顧問 支部参与 副地区本部長 副地区長 副分区長		8	銀色有功章を贈る。
		16	金色有功章を贈る。
地区本 部・地 区・分 区	参与 幹事	3	感謝状を贈る。
	事務委員	6	感謝状を贈る。
	収入委員	10	銀色有功章を贈る。
	事務長 事務員	20	金色有功章を贈る。
備考 1 この功労基準在職年数は、優秀な成績でその期間を勤務した者に適用すべき最短の年数であること。			
2 現職就任前、別の職に在職した年数を現職の在職年数に換算する場合の算式は次のとおりとする。			
$\text{現職における表彰基準在職年数} \times \frac{\text{前職における在職年数}}{\text{前職における表彰基準在職年数}}$			

別表第3

協賛委員 在職年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。
備考 本表により表彰する者は、上記基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となる者とする。	

別表第4

奉仕団員等奉仕者 活動年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。
備考 1 本表にいう奉仕団員等奉仕者とは、赤十字奉仕団員、赤十字奉仕団指導講師、救急法指導員、救急員、水上安全法指導員、救助員、家庭看護法教師等奉仕者をいう。	
2 本表により表彰する者は、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となる者とする。	

別表第5

献血者 献血回数	表彰方法
70回以上	銀色有功章を贈る。
100回以上	金色有功章を贈る。

別表第6

献血推進者 活動年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。

備考 本表により表彰する者は、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となる者とする。

別表第7

青少年赤十字指導者 在任年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。

備考 本表により表彰する者は、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となる者とする。

別表第8

奉仕団 活動継続年数	表彰方法
5年以上	感謝状並びに白色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
10年以上	感謝状並びに黄色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
15年以上	銀色有功章並びに緑色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
20年以上	金色有功章並びに赤色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。

備考 本表により表彰するものは、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となるものとする。

別表第9

青少年赤十字加盟校 継続年数	表彰方法
5年以上	感謝状並びに白色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
10年以上	感謝状並びに黄色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
15年以上	銀色有功章並びに緑色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。

20年以上	金色有功章並びに赤色旗用リボン(*社長が別に定める)を贈る。
備考 本表により表彰するものは、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となるものとする。	

別表第10

献血団体 活動継続年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。
備考 本表により表彰するものは、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となるものとする。	

別表第11

献血推進団体 活動継続年数	表彰方法
5年以上	感謝状を贈る。
10年以上	感謝状を贈る。
15年以上	銀色有功章を贈る。
20年以上	金色有功章を贈る。
備考 本表により表彰するものは、上記の基準をみだし、かつ特に功労顕著にして他の範となるものとする。	

別表第12

区分		基準額	表彰方法
社費又は寄付金品	個人	100,000円以上 200,000円未満	表彰状又は感謝状を贈る
	法人		
	団体		

別表第13

功労区分	功労基準	表彰方法
社資 (個人) (法人・団体)	金色有功章受章後、社資として50万円(50万円に達するまでの分納額の合算を認める。)以上拠出の都度	感謝状を贈る。
名誉職、協賛委員 奉仕団員等奉仕者 青少年赤十字指導者 献血推進者、奉仕団 青少年赤十字加盟校 献血推進団体 献血団体	金色有功章受章後、引き続き各活動に従事し、その功労が顕著で他の範となるものと認められる場合、当該従事年数が10年に達した都度	

斡旋者	金色有功章受章後、引き続き加入を斡旋した社員数 500人以上又は斡旋した社資額が300万円(最近3カ年 分合算を認める。)以上の斡旋功労実績の都度	
-----	---	--

【註】* 日本赤十字社有功章社員章等贈与規則第8条に規定する有功章等の形状及び記載文に関する規則(平12・3・16本達丙第4号)